

事 務 連 絡
平成20年12月19日

各都道府県住民基本台帳担当課 御中

総務省自治行政局市町村課

法人等から契約に基づく債権の行使・債務の履行のために
住民票の写し等の交付の申出があった場合の対応について

住民票の写し等の交付制度については、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号）、戸籍の附票の写しの交付に関する省令（昭和60年法務省・自治省令第1号）、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等から各都道府県あて通知）の一部が改正され、平成20年5月1日から、各市区町村においては、これらの法令及び通知等に基づき対応がなされているところと認識しています。

このような中、複数の地方公共団体から、全国的に事業展開を図る法人等から、契約に基づく権利の行使・債務の履行のために、住民票の写しの交付の申出があった場合の対応に当たっての手順、確認内容、留意事項等について照会が寄せられており、別添のとおり回答しております。

各市区町村で適切に対応していただく上での参考になると考えますので、貴課におかれては、この内容を承知の上、貴都道府県内の市区町村に周知されるようお願いいたします。

問 全国的に事業展開を図る法人等が、契約に基づく権利の行使・債務の履行のために、住民票の写しの交付を申し出た場合の対応について、他の市区町村との取扱いの差異をめぐり、法人等から苦情が寄せられることから、対応に当たっての手順、確認内容、留意事項等を教示されたい。

(答)

お尋ねの件については、適正な事務手続を円滑に行うことが求められるところであるが、次のような事務処理が適切と考えられる。

法人等から権利の行使・債務の履行のために、住民票の写しの交付の申し出があった場合には、

- (1) 申出書の内容の確認
- (2) 申出の任に当たっている者の本人確認
- (3) 申出の任に当たっている者と法人等との関係の確認
- (4) 利用目的についての疎明資料による確認 (必要に応じて)
- (5) 郵送等による申出の場合における法人等の主たる事務所の所在地の確認を行うことになる。

(1) 申出書の内容の確認

申出書には、法人等の名称、法人等の代表者の氏名、法人等の主たる事務所(本店、支店、営業所、事業所等)の所在地、申出の任に当たっている者の氏名及び住所、申出対象者の氏名及び住所並びに利用目的が記載されているかどうか確認する必要がある。

また、法人等からの申出の意思を確認するため、法人等の代表者印(印鑑登録済みの社印、通常使用している社印(角印)、申出責任部署の責任者の私印等であって、法人等の組織的な意思が合理的に推認できるものであれば差し支えない)の押印等を求めることが適当である。

(2) 申出の任に当たっている者の本人確認

申出の任に当たっている者の住民基本台帳カード、旅券、運転免許証、その他官公署発行の写真付の公的書類(免許証、許可証又は資格証明書等)の提示を求める必要がある。

これらの書類が提示されない場合にあっては、申出の任に当たっている者の事情・意向を確認の上、健康保険の被保険者証など準ずる書類の提示を受けることにより確認に努めるべきである。

郵送による申出の場合は、これらの写しの提出を求め、確認に用いるほか、(5)により確認した法人等の主たる事務所の所在地あてに住民票の写しを送付することになる。

健康保険証などの提示のみでは、十分な本人確認を行うことができない場合もあることから、当該法人等の社員証などにさらに信頼するに足る書類の提示を求めたり、電話により、現に申出の任に当たっている者を通話口に呼び出し、口頭で質問を行うな

ど、補充的に本人確認のための行為を積み重ねることが適当である。

その際、過度に形式的な対応に固執することなく、實際上、本人である旨の心証形成がされたかどうかを適切に判断する必要がある。

なお、現に申出の任に当たっている者の名刺の提示だけでは、本人確認としては不十分であると考ええる。

(3) 申出の任に当たっている者と法人等との関係の確認

申出の任に当たっている者が、

- ・法人等の代表者である場合には、代表者の資格証明書
- ・法人等の代表者以外の者である場合には、代表者作成の委任状、法人等の社員証又は法人等への在籍証明書

を提示させることにより、法人等と現に申出の任に当たっている者との関係を明らかにさせる必要がある。

郵送による申出の場合は、これらの写しの提出を求め、確認に用いることになる。

これらの書類の提示のみでは、法人等との関係について十分な確認を行うことができない場合もあることから、電話により、法人等の責任者を通話口呼び出し、口頭で任務遂行の事実を確認するなど、補充的に任に当たる権限等の確認のための行為を積み重ねることが適当である。その際、過度に形式的な対応に固執することなく、實際上、法人等との関係について任に当たる権限等を有する旨の心証形成がされたかどうかを適切に判断する必要がある。

(4) 利用目的についての疎明資料による確認（必要に応じて）

疎明資料としては、申し出た法人等の側に申出の対象者である者に対する債権（請求権）や債務があり、権利の的確な行使や債務の確実な履行のため（正当な理由があるため）住民票の写しを必要とすることが合理的に推測できるものが適当である。

具体的には、当事者間の契約書の写し、一方当事者の側で作成した誓約書（債務者の氏名や債務金額が明示された書類）、債権残高証明書、伝票等が考えられる。

なお、契約の申込みの段階など具体的な債権債務関係が発生していない段階で、法人等から住民票の写しの交付の申出が行われる場合もあるが、そうした場合には、契約申込書の写しなど、当事者間の関係を十分認識できる資料の提示を求めることにより、住民基本台帳法第12条の3第1項第3号の「正当な理由」に該当するかどうか判断することになる。

(5) 郵送等による申出の場合における法人等の主たる事務所の所在地の確認

法人等の主たる事務所（本店、支店、営業所、事業所等）の所在地の確認については、事務所の所在地の記載のある社員証、登記簿謄本、登記事項証明書、官公署が発行した許可証の写し等の提示が考えられる。

なるべく公証力の高いものが適当だが、これらの書類の提示を受けることが難しい場合には、防火責任者選任届出書の写しなど信頼するに足る書類の提示を受けることにより確認に努めるべきである。